資料８

相　模　湖　林　間　公　園
有料公園施設の利用承認による使用料一覧

根拠：相模原市都市公園条例第１２条第２項

＜相模湖林間公園＞　　（令和２年１０月１日適用）

有料公園施設の種類	単位			金額
テニス場	専用利用	市民	２時間につき	１，３００円
		市民以外のもの		６，５００円
	一般利用	1 面		１，３００円
野球場	市民		２時間につき	６，７００円
	市民以外のもの			１０，０００円
ゲートボール場	市民		２時間につき	１６０円
	市民以外のもの			４８０円

附属施設の種類	単位	金額
テニス場夜間照明施設	30 分につき	２００円
会議室	１時間につき	１，０００円
放送設備	１時間につき	１００円

※　八王子市に住所を有する利用者は、「公の施設の相互利用に関する協定」に基づき、使用料が相模原市民と同額になる。

※　専用利用とは、テニス場において、１利用者が２時間を超えて使用する場合をいう。

※　利用承認を受けた時間を超過したときは、超過した時間（１時間未満の端数は１時間とする。）につき、１時間相当額の 1.2 倍の使用料とする。